



を伴う現道拡幅や小規模バイパスの整備、これに約九千六百四十八億円、雪崩、落石等を防止するための道路防災対策、これに二千二百四十六億円、踏切道の立体交差化、これに千五百九十九億円、このようなことで私たちも平成三年度の予算を執行させていただきたい、かように思つております。

さらに、こういうものとあわせて、先ほど大臣からお話をございましたように、基本的な高規格幹線道路網の整備あるいは環状道路の整備等につきましても、そのこと自体が交通安全の確保にも役立つ事業であると考えております。事業の執行をさせていただきたいと思っております。

ただ、さらに一言つけ加えさせていただきますと、十年前と現在とで道路整備の状況が変わつてしまいりました。国全体があらゆる支出部門が非常にふえてきたということからだと思いますけれども、道路事業の中で一般道路事業の占める割合が現在四一・三%でございます。二十年前はこれが五三・三%弱でございました。したがって、一般道路事業が一〇%減りまして、その分を地方単独事業が三%ほどカバーしていただきまして、有料道路事業とあわせていわゆる財投借入金と地方単独で一般道路事業のシェアのダウントをカバーして現在に至っております。したがって、この交通安全の事業、これは一般道路事業の中で工夫しながら執行するわけでござりますので、この確保と進展には今後とも私ども一生懸命努力してまいりたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

○久野委員 ただいまの事業が有効に活用されまして、交通安全の確保がされることを期待しております。道路の延長というのが百十一万キロあるというところでもございまして、このうち都市計画決定されている道路が六万二千キロあるということで、その六万二千キロのうち二万六千キロが既に整備をされているというお話を聞いているわけでございますが、まだ達成されていないのが五七・四%ございまして、年間一・八%ずつ施工されたとして

も、この都市計画決定されている道路がすべて整備されるのに三十年かかるわけでございます。都市計画決定されている道路一つをとってもそういうことでござりますが、この整備のおくれが交通混雑、道路の渋滞につながつて、いるわけでございまして、この渋滞が先ほどお話をございましたように交通安全の障害にもなつて、いるわけでございます。こういうふうに道路の混雑により相当な社会的損失が生じていると思われるわけでございますが、どの程度の損失があるのか、お伺いをいたします。

○藤井(治)政府委員 お答えいたします。

道路の渋滞、これはいろいろな意味で大きな問題を投げかけています。移動に過大な時間が必要となるということから、直接的には多大な時間的損失、こういうものが生じるわけでございますが、道路渋滞が、停止であるとか発進、要するにブレーキをかけるあるいはまたアクセルを踏む、それから当然のことながら低い速度で、ということは燃費の非常に悪い低速度で走行する、こういうようなことからくるもう一重の燃料の損失といいます。浪費によってエネルギーの損失が出てまいります。さらに排気ガスの増大によって環境面でもマイナスの影響が出るというようなことで、いろいろな側面でマイナス効果が出てくるかと思つております。

これを、渋滞によつて生じる社会的損失のうち、仮に時間的損失に限つて一つの試算をさせていただきますと、渋滞による時間的損失は、ちょうど昭和六十年に一時間当たり千八百円の単価として、交通安全の確保がされることを期待しております。

度が現在大体時速十六キロでございます。これに伴う燃料の消費がどの程度であるかと、いうことも一応一つの条件のもとに試算いたしますと、平均旅行速度が仮に三十キロの状態になつたといたしまして、約五割近く過大に燃料が浪費される、このようない算も得られているわけでござります。

したがつて、私ども、こういうことを前提に、少しでもこの損失がなくなるように渋滞対策ますと、約五割近く過大に燃料が浪費される、このようない算も得られているわけでござります。したがつて、私ども、こういうことを前提に、少しだけこの損失がなくなるように渋滞対策アクションプログラム等も検討している状況でございます。

○久野委員 ただいまの二百六十一万人ですか、そうすると、金額的にはこの時間的損失というのほどのくらいになるのでしょうか。それから今の低速度で十六キロで走つて三十キロというお話があつたのですけれども、これは金額には直らないのでしょうか。

○藤井(治)政府委員 先ほどちょっと申し上げたかと思いますが、私ども旅行速度から渋滞における全體の給走行時間を推定いたしますと、年間二百三十八億人時間というふうに算定されるわけでございます。これを給走行時間で推計いたしますと、解消されるという前提でいきますと年間百八十三億人時間というふうに推定されますので、両者の差が年間五十五億人時間ということございまますから、これに時間当たり千八百円を掛けますと約十兆円というものが一つの試算でございます。

十兆が正しいかどうかというよりも、この程度のオーダーの大きな損失が出るものだ、このように御理解いただきたいと思います。

○久野委員 燃料の方は計算できないのでしょうか。

○藤井(治)政府委員 恐れ入ります。東京二十三

区を、今十六キロと申し上げましたが、仮に三十キロで走行できた場合の燃料消費を一といたしますと大体一・五倍になるということで、お値段に相当するのではなかろうかと試算されます。また、まだ達成されていないのが五七・四%ございまして、年間一・八%ずつ施工されたとして

うに御理解いただきたいと思います。

○久野委員 今お聞きしますと、十兆円を超える、十兆円程度のお金が損失されているというこ

とでございますので、やはり早くこの道路整備はしていかなければならないのではないかと思ひます。

昨年の夏に、私またマリ、リスボン、マドリード、そんなところを回る機会があつたわけでござりますが、どこへお邪魔をいたしましても交通は混雑しております。したがつて、東京と同じだな、そんなことを感じて帰つてきたわけでございます。それで、たまたまサンフランシスコに行く機会がございまして、そこへ行きましら結構車がスムーズに走つております。どうしてこういう違いがあるのかなどと考えてみますのに、車社会になつてからできた町とその前にできた町との違いかな、そんなことを感じたわけでございまして、やはり根本から町づくりを変えていくと、いうのは大変困難なことではないかと思ひます。この日本の渋滞対策をどのように実施されるのか、お伺いいたし

ます。

○藤井(治)政府委員 この渋滞対策につきましては、基本的には道路網がきちっと整備されて、しかも車がきちっと通る道、そして人が安心して通れる道、あるいは両方が一緒に仲よく通れる道、こういうような形のネットワークがつくれることが目標でございますが、現実にはそまいりません。

そこで、現在、その基本になる環状道路とかバスなどを初めてとする道路網を一方では一生懸命つくつております。しかし、その間放置しておくということでは現状の一切の解消になりませんので、渋滞交差点の改良とか陸路区間の部分拡幅とか、特に右折交差点といったようなものは右折車線をつくるということは非常に大きな影響がありますが、こういったような既存の道路ストックを最大限に活用してこれを改善していくということを考えておりまして、渋滞の著しい全国三十七都市圏を対象に既存の道路ネットワークを利用する渋

滞対策緊急実行計画、いわゆるアクション・プログラムをつくつて現在推進しているところでございますが、平成二年度からはこの三十七都市圏以外の地域についても渋滞対策推進計画というものをつくりまして、これによつて、平成三年度におきましてはこの二つの計画の推進を図つて全国的な対応を図りたいということをごぞいます。

具体的に言ひますと、交差点や踏切の改良、立派化の推進、あるいは自動車専用道路の部分拡幅、オフランプの設置、あるいは渋滞情報の提供、それから道路工事方法の改善、あるいは駐車場の整備、あるいは駅前広場等々、いろいろなものがその場所場所によつてメニューが全部変わつてまいらうかと思ひます。そこで参考までに、これに要する費用といたしましては、平成二年度、合わせて七千五百億円ほどを用意してこの実施に当たりたいと思っております。

○久野委員 交通事故を減少させるために、既存の道路の安全対策はもちろんですが、高速道路等

の走りやすい高規格の幹線道路網を整備することも交通安全につながると思ひますが、この辺いかがでしょうか。

○藤井(治)政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、ヨーロッパないしはアメリカにおきま

しては、現在どういう車の使われ方があるかとい

いますと、その国の全体の車の動く量、これを総走行台キロと申します。これの大体二〇から二

五%は高速自動車国道を初めとする自動車専用道

路を使って走っております。ということは、残りの七五%が、日本で言えば一般国道、県道等々を

使って走つてゐるということをごぞいます。ところが、今日本は約七%しかそういう自動車専用道

路ができるない。ということは、約二四、五%と七%の間のものが一般の道路に入つてきて、しかもそれは通過交通を中心とする車でございますから、非常にいろいろな問題を投げかけているといふことになるわけでござります。

そこで、私どもは、六十二年に高規格幹線道路

網の計画を一万四千キロにしたという基本は、全國のどの地域からも一時間でこの高速自動車国道等の高規格幹線道路網を利用していただきたい、そして不要な広域交通は地元の、地域の道路からなるべくこういう高規格幹線道路に選択をしていた対応を図りたいということをごぞいます。

具体的に言ひますと、交差点や踏切の改良、立派化の推進、あるいは自動車専用道路の部分拡幅、オフランプの設置、あるいは渋滞情報の提供、それから道路工事方法の改善、あるいは駐車場の整備、あるいは駅前広場等々、いろいろなものがその場所場所によつてメニューが全部変わつてまいらうかと思ひます。そこで参考までに、これに要する費用といたしましては、平成二年度、合わせて七千五百億円ほどを用意してこの実施に当たりたいと思っております。

○久野委員 交通事故を減少させるために、既存の道路の安全対策はもちろんですが、高速道路等の走りやすい高規格の幹線道路網を整備することも交通安全につながると思ひますが、この辺いかがでしょうか。

○藤井(治)政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、ヨーロッパないしはアメリカにおきましては、現在どういう車の使われ方があるかといいますと、その国の全体の車の動く量、これを総走行台キロと申します。これの大体二〇から二五%は高速自動車国道を初めとする自動車専用道

路を使って走つております。ということは、残りの七五%が、日本で言えば一般国道、県道等々を

使って走つてゐるということをごぞいます。ところが、今日本は約七%しかそういう自動車専用道

路ができるない。ということは、約二四、五%と七%の間のものが一般の道路に入つてきて、しかもそれは通過交通を中心とする車でございますから、非常にいろいろな問題を投げかけているといふことになるわけでござります。

そこで、私どもは、六十二年に高規格幹線道路

網の計画を一万四千キロにしたという基本は、全國のどの地域からも一時間でこの高速自動車国道等の高規格幹線道路網を利用していただきたい、そして不要な広域交通は地元の、地域の道路からなるべくこういう高規格幹線道路に選択をしていた対応を図りたいということをごぞいます。

具体的に言ひますと、交差点や踏切の改良、立派化の推進、あるいは自動車専用道路の部分拡幅、オフランプの設置、あるいは渋滞情報の提供、それから道路工事方法の改善、あるいは駐車場の整備、あるいは駅前広場等々、いろいろなものがその場所場所によつてメニューが全部変わつてまいらうかと思ひます。そこで参考までに、これに要する費用といたしましては、平成二年度、合わせて七千五百億円ほどを用意してこの実施に当たりたいと思っております。

○久野委員 交通事故を減少させるために、既存の道路の安全対策はもちろんですが、高速道路等の走りやすい高規格の幹線道路網を整備することも交通安全につながると思ひますが、この辺いかがでしょうか。

○藤井(治)政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、ヨーロッパないしはアメリカにおきましては、現在どういう車の使われ方があるかといいますと、その国の全体の車の動く量、これを総走行台キロと申します。これの大体二〇から二五%は高速自動車国道を初めとする自動車専用道

路を使って走つております。ということは、残りの七五%が、日本で言えば一般国道、県道等々を

使って走つてゐるということをごぞいます。ところが、今日本は約七%しかそういう自動車専用道

路ができるない。ということは、約二四、五%と七%の間のものが一般の道路に入つてきて、しかもそれは通過交通を中心とする車でございますから、非常にいろいろな問題を投げかけているといふことになるわけでござります。

そこで、私どもは、六十二年に高規格幹線道路

網の計画を一万四千キロにしたという基本は、全國のどの地域からも一時間でこの高速自動車国道等の高規格幹線道路網を利用していただきたい、そして不要な広域交通は地元の、地域の道路からなるべくこういう高規格幹線道路に選択をしていた対応を図りたいということをごぞいます。

具体的に言ひますと、交差点や踏切の改良、立派化の推進、あるいは自動車専用道路の部分拡幅、オフランプの設置、あるいは渋滞情報の提供、それから道路工事方法の改善、あるいは駐車場の整備、あるいは駅前広場等々、いろいろなものがその場所場所によつてメニューが全部変わつてまいらうかと思ひます。そこで参考までに、これに要する費用といたしましては、平成二年度、合わせて七千五百億円ほどを用意してこの実施に当たりたいと思っております。

○久野委員 ただいまの高速道路の交通安全対策はどうしておみえになるのでしょうか。

○久野委員 ただいまの高速道路の交通安全対策

ますとか視力その他の知覚力について自覚していただるためにいろいろな検査器材を開発しておりまして、それで御自分で自分の運転能力を自覚していただき、運転能力に合った運転をしていただこうように施策を進めているところでございます。

そういったところで現在対応しておりますが、これでもって十分であるとは決して考えておりません。なお一層高齢の方々、若年ドライバーの方々の運転機能あるいは安全運転の意識を高めるような何らかの施策を考える必要があると現在検討しているところでございます。

○久野委員 どうも懇切丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。ゼロディファイエクトといいますか、危険率ゼロというのは、こういうことはないということをございますが、ぜひ皆様方の努力が実つて、交通事故絶滅を目指して御活躍いただきことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○長田委員長 次に、沢藤礼次郎君。

○沢藤委員 大臣の所信に対する質問を申し上げたいと思います。

私は昨年までこの委員会に属しておりますので、前大臣初め交通安全対策所管の大臣にいろいろお話を伺いました。その中でコンセンサスに達したなと思っております基本的な考え方としては、交通安全対策の基本は人命尊重である、当然といえば当然であります。同時に交通のもののが公共性、広域性を持つておられます。したがつて、交通機関、交通運輸のいろいろな仕事も、産業上の位置だけではなくて地域福祉ある現状の交通安全部門の状況を見ますときに、大変な時期に差しかかっているなという感じを深くするわけであります。一年間の交通事故による死者が日清戦争に匹敵するベースであるということからしてまさしく交通戦争という言葉が想起され

る、そういう状況の中で大臣にこれからいろいろ御努力をお願いするわけであります。まず最初に、こうした交通戦争と言われる時期を迎えての大臣のこれに取り組む御決意のほどを冒頭にお聞きしたいわけであります。

なお、私はそれに基づきまして交通安全施設の充実の問題、道路整備の問題、それから積雪寒冷地帯における道路の安全確保の問題、こういったものを柱として御質問申し上げるつもりでござりますので、それをお含みおきの上、御所信、御決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○大塚国務大臣 まず道路の整備につきましては、多極分散型国土を形成し、地域社会の活性化等の課題に対応して国民生活の充実を図る上で道

路は極めて大事な社会資本である、そういう認識を前提といたしまして第十次の道路整備五カ年計画を策定をいたしまして、今日鋭意努力をしておるところでございます。

例えば、二十一世紀初頭まではいわゆる高規格幹線道路一万四千キロの完成を目標に努力をいたしており、また、その高規格幹線道路から市町村に至る道路網のいわゆる体系的な整備も進めておるところでございます。特に交通安全施策につきましては、先ほどもお話をありましたように交通事故の増加傾向にかんがみまして、平成二年度から第五次特定交通安全施設等整備事業五カ年計画を策定いたしまして、歩道の整備や交差点の改良や駐車場の整備等を進めていくわけでございます。また、今お話をありました積雪寒冷地の道路の安全確保は、第九次積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画に基づきまして、除雪、消雪施設あるいはまたチヨン着脱場の整備等を重点と

して、非常にくれております歩道等の整備済み道路延長を少しでもふやしたいということで、十一万四千キロの概成を目指すとしておりましたが、交通安全事業を始めとした道路整備の推進によりまして、おかげさまで十万九千五百キロ、約九六%が、現実問題としては用地の難あるいは御協力に際してのいろいろな調整の難等々であります。この差はですが、目標の達成ができるております。この差は非常に大きくなるのかということでございます。

この十一万四千キロに向けての事業の調整は今現在すべてやっている最中でございますから、またさらにこれを完全達成すべく質とも含めてやってまいりたいと思つております。

さらに、これらの整備量以外にも交差点の改良であるとか道路照明でございますとか、あるいは道路標識、それぞれ具体的に各県等々から積み上げた五カ年の目標があるわけでございますが、そういうものについてはそれぞれ一〇〇%、目標をもきめ細かく配慮をしてまいりたいと思います。上回る達成が見込まれているところでございます。

○沢藤委員 いろいろサゼスチョンいただきながらの御所信表明、ありがとうございます。これが

ら具体的な質問の中でも、またいろいろとお聞きいたしたいと思います。

交通安全施設の整備についてまずお聞きします。第四次特定交通安全五カ年計画につきまして、業五カ年計画の目標に向かっての取り組みがなされておるわけでありますが、その進行状況、達成見通し等についてお示しをいただきたいと思います。

○藤井(治)政府委員 お答えいたします。

第四次特定交通安全五カ年計画につきまして、調整費を除くいわゆる道路管理者分の計画額が一兆一千五百億円でございます。これに対しまして五カ年間の現在の投資、この平成二年度で終わるわけでございますから、完全な五カ年間分の実績といたしましては一兆一千五百九十九億ということで、一〇〇・八%となる見込みでございます。

この計画期間中に、私ども一番の重点はやはり非常におくれております歩道等の整備済み道路延長を少しでもふやしたいということで、十一万四千キロの概成を目指すとしておりましたが、交通安全事業を始めとした道路整備の推進によりまして、おかげさまで十万九千五百キロ、約九六%

ですが、目標の達成ができるております。この差は非常に大きくなるのかということでございます。

この十一年度の実績は、現在すべてやっている最中でございますから、またさらにこれを完全達成すべく質とも含めてやってまいりたいと思つております。

さらに、これらの整備量以外にも交差点の改良であるとか道路照明でございますとか、あるいは道路標識、それぞれ具体的に各県等々から積み上げた五カ年の目標があるわけでございますが、そういうものについてはそれぞれ一〇〇%、目標をもきめ細かく配慮をしてまいりたいと思います。上回る達成が見込まれているところでございます。

○沢藤委員 いろいろサゼスチョンいただきながらの御所信表明、ありがとうございます。これが

タル額が、先ほども申し上げましたが一兆八千五百億円という規模で決めさせていただいたわけでございます。これは從来の他の公共事業との並びから見て大きな額とは思っておりません。ただ、こういう交通安全事業は、いずれも基本的には第十次道路整備五カ年計画の中に含まれながら、第十四度は第十次道路整備五カ年計画の一部を重複しながら事業の進展を図る、こういったものでござりますので、何よりも道路整備五カ年計画の完全達成の中でこの第五次の事業を進めさせていただきたいと思っております。

その中で一、「例申し上げますと、歩道等につきましては、二万五千キロの道路延長に歩道の延長を道路延長で換算いたしますと二万五千キロといふことで、トータルとして十三万五千キロ程度の歩道つきの道路にしたい。」  
— 应今私どもは、歩道等の必要な道路延長は二十三万六千キロというものを從来から申し上げております。これに対しまして約五七%の整備率でござりますから、さらにこれを進めさせていただきたいと思っている次第でございます。

○沢藤委員 次に、道路整備について一つだけ質問いたしたいと思います。

第十次道路整備五カ年計画の完全達成に向けて努力をしていただきたいという前提で、現在の進捗状況、特に特徴的なものがあればお示し願いたい。

それから、現在、未来に関連するわけでありま

すが、道路の整備ということにつきましては、私は数字をいろいろな角度から拝見させていただい

たのですが、舗装率、改良率、整備率、いろいろな角度から見ますと各地域あるいは都道府県ごとにばらつきが大変大きいわけです。数字を「一、三

高が九一%、最低が四一%というふうに二倍以上

の聞きがある。改良率が最高七〇%近く、低いところで二五%，整備率におきましては高いところ

で六〇%台で、低いところでは二〇%そこそこと

いうようにかなりのばらつきがあるわけです。こ

れども、今一般道路が七二・七、有料道路が七七・五、地方単独が八〇%といったこの特徴、これが

実は

昨今の道路事業の大きな特徴でございます。

三・八%に対しても山地部の改良率は三八・〇%

と、山地部と平地部、

言つてみれば都市等の住居

なってきております。その中で、昭和四十七年と

八・七に、一般道路事業が五一・七から四二・

三・一

一般道路事業が一〇%シェアダウンして、有

料道路事業で財投等で七%をカバーし、地方に

三%御負担いたいて現在の道路の整備を何とか

しのうとしているという、言つてみればそういう

やうな現実の姿でございます。したがつて私

ども、今の交通安全、あるいはこれから御説明い

たします地方の、これからが地方の道路の時代だ

といふ認識のもとにやつてまいりときに、この一

般道路事業の確保が極めて重要な時期になつてま

りましたので、そういう観点からも第十次のこ

れからの進歩に努力させていただきたいと思つて

おります。

そういう意味で、改良率、舗装率あるいは整備

率の状況を見ますと、改良率といいますのは、

言つてみますと、道路の構造といるのは二車線は

何メーターの幅でどういうことになるのがきち

としたものだ、これに対してもくらいでできてい

るのか、こういう率でござります。舗装率はそこ

が舗装されているのかという率でございまして、

幾何学的な一つの指標でございます。

まして整備率というのは、車が通っている、その

車が通っている状態で、ある程度混雑をしていな

い、混雑度一以下の状態で通っている道路を整備

率は一である、こういう評価をいたしております。

て、そういう率でもつて見ますといろいろと各地

域で差がござります。

例えば一般国道、都道府県道の合計で改良率を

見ますと、現在全国平均では六二・二%、厳密に

言いますと平成元年四月一日です。簡易舗装を除

く舗装率は五七・一%となつておりますが、かな

り県によつて差がござります。その原因は、六十

三年度の調査を見ますと、平地部の改良率が七

三・八%に対しても山地部の改良率は三八・〇%

と、山地部と平地部、

言つてみれば都市等の住居

の改良率の差が現実にござります。したがつて山

地部の面積の多い都道府県においては結果として

改修率が低い状況になつているというのが現状の

分析の状況でござります。

だからどうだということではなくて、私ども、

この間で、地方単独事業が前は二六・三で

あつたのが二九に、有料道路事業が二二から二

三・八%御負担いたいて現在の道路の整備を何とか

しのうとしているという、言つてみればそういう

やうな現実の姿でござります。したがつて私

ども、今の交通安全、あるいはこれから御説明い

たします地方の、これからが地方の道路の時代だ

といふ認識のもとにやつてまいりときに、この一

般道路事業の確保が極めて重要な時期になつてま

りましたので、そういう観点からも第十次のこ

れからの進歩に努力させていただきたいと思つて

おります。

そういう意味で、改良率、舗装率あるいは整備

率の状況を見ますと、改良率といいますのは、

言つてみますと、道路の構造といるのは二車線は

何メーターの幅でどういうことになるのがきち

としたものだ、これに対してもくらいでできてい

るのか、こういう率でござります。舗装率はそこ

が舗装されているのかという率でございまして、

幾何学的な一つの指標でございます。

まして整備率というのは、車が通っている、その

車が通っている状態で、ある程度混雑をしていな

い、混雑度一以下の状態で通っている道路を整備

率は一である、こういう評価をいたしております。

て、そういう率でもつて見ますといろいろと各地

域で差がござります。

例えば一般国道、都道府県道の合計で改良率を

見ますと、現在全国平均では六二・二%、厳密に

言いますと平成元年四月一日です。簡易舗装を除

く舗装率は五七・一%となつておりますが、かな

り県によつて差がござります。その原因は、六十

三年度の調査を見ますと、平地部の改良率が七

三・八%に対しても山地部の改良率は三八・〇%

と、山地部と平地部、

言つてみれば都市等の住居

の改良率の差が現実にござります。したがつて山

地部の面積の多い都道府県においては結果として

改修率が低い状況になつているというのが現状の

分析の状況でござります。

だからどうだということではなくて、私ども、

この間で、地方単独事業が前は二六・三で

あつたのが二九に、有料道路事業が二二から二

三・八%御負担いたいて現在の道路の整備を何とか

しのうとしているという、言つてみればそういう

やうな現実の姿でござります。したがつて私

ども、今の交通安全、あるいはこれから御説明い

たします地方の、これからが地方の道路の時代だ

といふ認識のもとにやつてまいりときに、この一

般道路事業の確保が極めて重要な時期になつてま

りましたので、そういう観点からも第十次のこ

れからの進歩に努力させていただきたいと思つて

おります。

そういう意味で、改良率、舗装率あるいは整備

率の状況を見ますと、改良率といいますのは、

言つてみますと、道路の構造といるのは二車線は

何メーターの幅でどういうことになるのがきち

としたものだ、これに対してもくらいでできてい

るのか、こういう率でござります。舗装率はそこ

が舗装されているのかという率でございまして、

幾何学的な一つの指標でございます。

まして整備率というのは、車が通っている、その

車が通っている状態で、ある程度混雑をしていな

い、混雑度一以下の状態で通っている道路を整備

率は一である、こういう評価をいたしております。

て、そういう率でもつて見ますといろいろと各地

域で差がござります。

例えば一般国道、都道府県道の合計で改良率を

見ますと、現在全国平均では六二・二%、厳密に

言いますと平成元年四月一日です。簡易舗装を除

く舗装率は五七・一%となつておりますが、かな

り県によつて差がござります。その原因は、六十

三年度の調査を見ますと、平地部の改良率が七

三・八%に対しても山地部の改良率は三八・〇%

と、山地部と平地部、

言つてみれば都市等の住居

の改良率の差が現実にござります。したがつて山

地部の面積の多い都道府県においては結果として

改修率が低い状況になつているのが現状の

分析の状況でござります。

だからどうだということではなくて、私ども、

この間で、地方単独事業が前は二六・三で

あつたのが二九に、有料道路事業が二二から二

三・八%御負担いたいて現在の道路の整備を何とか

しのうとしているという、言つてみればそういう

やうな現実の姿でござります。したがつて私

ども、今の交通安全、あるいはこれから御説明い

たします地方の、これからが地方の道路の時代だ

といふ認識のもとにやつてまいりときに、この一

般道路事業の確保が極めて重要な時期になつてま

りましたので、そういう観点からも第十次のこ

れからの進歩に努力させていただきたいと思つて

おります。

そういう意味で、改良率、舗装率あるいは整備

率の状況を見ますと、改良率といいますのは、

言つてみますと、道路の構造といるのは二車線は

何メーターの幅でどういうことになるのがきち

としたものだ、これに対してもくらいでできてい

るのか、こういう率でござります。舗装率はそこ

が舗装されているのかという率でございまして、

幾何学的な一つの指標でございます。

まして整備率というのは、車が通っている、その

車が通っている状態で、ある程度混雑をしていな

い、混雑度一以下の状態で通っている道路を整備

率は一である、こういう評価をいたしております。

て、そういう率でもつて見ますといろいろと各地

域で差がござります。

例えば一般国道、都道府県道の合計で改良率を

見ますと、現在全国平均では六二・二%、厳密に

言いますと平成元年四月一日です。簡易舗装を除

く舗装率は五七・一%となつておりますが、かな

り県によつて差がござります。その原因は、六十

三年度の調査を見ますと、平地部の改良率が七

三・八%に対しても山地部の改良率は三八・〇%

と、山地部と平地部、

言つてみれば都市等の住居

の改良率の差が現実にござります。したがつて山

地部の面積の多い都道府県においては結果として

改修率が低い状況になつているのが現状の

分析の状況でござります。

だからどうだということではなくて、私ども、

この間で、地方単独事業が前は二六・三で

あつたのが二九に、有料道路事業が二二から二

三・八%御負担いたいて現在の道路の整備を何とか

しのうとしているという、言つてみればそういう

やうな現実の姿でござります。したがつて私

ども、今の交通安全、あるいはこれから御説明い

たします地方の、これからが地方の道路の時代だ

といふ認識のもとにやつてまいりときに、この一

般道路事業の確保が極めて重要な時期になつてま

りましたので、そういう観点からも第十次のこ

れからの進歩に努力させていただきたいと思つて

おります。

そういう意味で、改良率、舗装率あるいは整備

率の状況を見ますと、改良率といいますのは、

言つてみますと、道路の構造といるのは二車線は

何メーターの幅でどういうことになるのがきち

としたものだ、これに対してもくらいでできてい

るのか、こういう率でござります。舗装率はそこ

が舗装されているのかという率でございまして、

幾何学的な一つの指標でございます。

まして整備率というのは、車が通っている、その

車が通っている状態で、ある程度混雑をしていな

い、混雑度一以下の状態で通っている道路を整備

率は一である、こういう評価をいたしております。

て、そういう率でもつて見ますといろいろと各地

域で差がござります。

例えば一般国道、都道府県道の合計で改良率を

見ますと、現在全国平均では六二・二%、厳密に

言いますと平成元年四月一日です。簡易舗装を除

く舗装率は五七・一%となつておりますが、かな

り県によつて差がござります。その原因は、六十

三年度の調査を見ますと、平地部の改良率が七

三・八%に対しても山地部の改良率は三八・〇%

と、山地部と平地部、

言つてみれば都市等の住居

の改良率の差が現実にござります。したがつて山

地部の面積の多い都道府県においては結果として

改修率が低い状況になつているのが現状の

分析の状況でござります。

だからどうだということではなくて、私ども、

この間で、地方単独事業が前は二六・三で

あつたのが二九に、有料道路事業が二二

る脱スパイク時代に向けての問題ということの中で、積雪寒冷地帯の除雪、融雪等について触れさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。時間が限られておりますので、ひとつ答弁する方も、私の持ち時間は十一時十分までのようございますから、横目でにらみながら御協力いただきたいと思います。

スパイクタイヤを禁止する、これは大変重要なことでありますし、公害防止あるいは健康、生命を守るという点では私どもも基本的には全く賛成であります。ただ、この問題は極めて地域によって受けとめ方なり受け入れる条件の差があるということも、これは御理解いただいているとおりであります。極端に言うならば、仙台の町中というのは一年間通して乾いているというのが普通であります。ところが、私どもが住んでいる岩手、青森、秋田というところの山間地帯は冬じゅう通してからんからんに凍っているというのが常態でございます。そのいわゆるアイスバーン的な条件と仙台的な条件と同列に扱おうとすると、なかなか難しい問題が出てまいります。その難しい問題を英知を集めて一つ一つ越えていかなければならぬといふ視点でお伺いするわけですが、代替タイヤの性能、安全性について、これは通産になるのでしょうか、お願ひします。

のですか。事実上禁止と同じじゃないですか。この点はどうですか。

○下平説明員 御説明申し上げます。

適用除外をいたしましたのは、先ほども説明をさせていただきましたように、あくまで法制上スパイクを使用した場合に罰則をもつてまで禁止をするということが非常に過酷であるというふうに考えられるケースについて除外をしたものでございまして、現在の積雪寒冷地におきますスパイクタイヤや粉じんの問題あるいは健康への影響といったことを考えますと、身体障害者の皆様にもぜひこの問題を御理解いただきまして、スパイクタイヤとほぼ同等の性能を有しておりますスタッフスタイルを極力御使用いただけるよう、私どもとしても御理解、御協力をいただけますような施策の展開をしてまいりたいというふうに考えております。

○沢藤委員 すとんと来ません。時間がもうすぐ

限られていますので、これは継続的にやりたいと思いますが、お願いとしては、そういうたゞごく限られていますので、これは継続的にやりたい

と思いますが、お願いとしては、そういうたゞごく限られていますので、これは継続的にやりたいと思いますが、お願いとしては、そういうたゞごく限られていますので、これは継続的にやりたい

ろしくお願ひします。

積雪地帯の除雪ということになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

申し上げた国県道のようなところは、きれいに、

グレーダーを使つたりしてぴかぴかになつてい

る。私、先さろそこで滑つて転んできたのですが

ね。そういつたところと、一本入る市町村道とか

私の道路、こうなりますとまるで違うのですね。

ですから、国県道は乾いている、屋敷に入る道路

は圧雪、この場合はどうなるのかという問題があ

る。

したがつて、除雪ということになるとこれは建

設省の方になりますけれども、除雪はこれからは

徹底してやつてもらわなければならぬ、路面が

出るまで、国県道、市町村道、私道に至るまで。

昭和三十二年からいわゆる雪寒五カ年計画をわざ

わざつくつて、そしておくれているものに対する

整備をやってきて、現在第九次、こういうことで

ございまして、その柱は除雪、防雪、凍害等とい

うことです。

この凍雪害の中に、流雪溝というのがございま

して、除雪をするよりも防雪ということで、流雪

溝ということで大きな水路をつくつてそこへ雪を

入れることによって、みんな住民と一体となつて

くるお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので、予定して事前にお話をし

た項目を飛ばさせていただきますから、ひとつよ

り詳しくお願ひします。

積雪地帯の除雪ということになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

申し上げた国県道のようなところは、きれいに、

グレーダーを使つたりしてぴかぴかになつてい

る。私、先さろそこで滑つて転んできたのですが

ね。そういつたところと、一本入る市町村道とか

私の道路、こうなりますとまるで違うのですね。

ですから、国県道は乾いている、屋敷に入る道路

は圧雪、この場合はどうなるのかという問題があ

る。

したがつて、除雪ということになるとこれは建

設省の方になりますけれども、除雪はこれからは

徹底してやつてもらわなければならぬ、路面が

出るまで、国県道、市町村道、私道に至るまで。

昭和三十二年からいわゆる雪寒五カ年計画をわざ

わざつくつて、そしておくれているものに対する

整備をやってきて、現在第九次、こういうことで

ございまして、その柱は除雪、防雪、凍害等とい

うことです。

この凍雪害の中に、流雪溝というのがございま

して、除雪をするよりも防雪ということで、流雪

溝ということで大きな水路をつくつてそこへ雪を

入れることによって、みんな住民と一体となつて

くるお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので、予定して事前にお話をし

た項目を飛ばさせていただきますから、ひとつよ

り詳しくお願ひします。

積雪地帯の除雪ということになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

申し上げた国県道のようなところは、きれいに、

グレーダーを使つたりしてぴかぴかになつてい

る。私、先さろそこで滑つて転んできたのですが

ね。そういつたところと、一本入る市町村道とか

私の道路、こうなりますとまるで違うのですね。

ですから、国県道は乾いている、屋敷に入る道路

は圧雪、この場合はどうなるのかという問題があ

る。

したがつて、除雪ということになるとこれは建

設省の方になりますけれども、除雪はこれからは

徹底してやつてもらわなければならぬ、路面が

出るまで、国県道、市町村道、私道に至るまで。

昭和三十二年からいわゆる雪寒五カ年計画をわざ

わざつくつて、そしておくれているものに対する

整備をやってきて、現在第九次、こういうことで

ございまして、その柱は除雪、防雪、凍害等とい

うことです。

この凍雪害の中に、流雪溝というのがございま

して、除雪をするよりも防雪ということで、流雪

溝ということで大きな水路をつくつてそこへ雪を

入れることによって、みんな住民と一体となつて

くるお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので、予定して事前にお話をし

た項目を飛ばさせていただきますから、ひとつよ

り詳しくお願ひします。

積雪地帯の除雪ということになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

申し上げた国県道のようなところは、きれいに、

グレーダーを使つたりしてぴかぴかになつてい

る。私、先さろそこで滑つて転んできたのですが

ね。そういつたところと、一本入る市町村道とか

私の道路、こうなりますとまるで違うのですね。

ですから、国県道は乾いている、屋敷に入る道路

は圧雪、この場合はどうなるのかという問題があ

る。

したがつて、除雪ということになるとこれは建

設省の方になりますけれども、除雪はこれからは

徹底してやつてもらわなければならぬ、路面が

出るまで、国県道、市町村道、私道に至るまで。

昭和三十二年からいわゆる雪寒五カ年計画をわざ

わざつくつて、そしておくれているものに対する

整備をやってきて、現在第九次、こういうことで

ございまして、その柱は除雪、防雪、凍害等とい

うことです。

この凍雪害の中に、流雪溝というのがございま

して、除雪をするよりも防雪ということで、流雪

溝ということで大きな水路をつくつてそこへ雪を

入れることによって、みんな住民と一体となつて

くるお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので、予定して事前にお話をし

た項目を飛ばさせていただきますから、ひとつよ

り詳しくお願ひします。

積雪地帯の除雪ということになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

申し上げた国県道のようなところは、きれいに、

グレーダーを使つたりしてぴかぴかになつてい

る。私、先さろそこで滑つて転んできたのですが

ね。そういつたところと、一本入る市町村道とか

私の道路、こうなりますとまるで違うのですね。

ですから、国県道は乾いている、屋敷に入る道路

は圧雪、この場合はどうなるのかという問題があ

る。

したがつて、除雪ということになるとこれは建

設省の方になりますけれども、除雪はこれからは

徹底してやつてもらわなければならぬ、路面が

出るまで、国県道、市町村道、私道に至るまで。

昭和三十二年からいわゆる雪寒五カ年計画をわざ

わざつくつて、そしておくれているものに対する

整備をやってきて、現在第九次、こういうことで

ございまして、その柱は除雪、防雪、凍害等とい

うことです。

この凍雪害の中に、流雪溝というのがございま

して、除雪をするよりも防雪ということで、流雪

溝ということで大きな水路をつくつてそこへ雪を

入れることによって、みんな住民と一体となつて

くるお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので、予定して事前にお話をし

た項目を飛ばさせていただきますから、ひとつよ

り詳しくお願ひします。

積雪地帯の除雪ということになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

申し上げた国県道のようなところは、きれいに、

グレーダーを使つたりしてぴかぴかになつてい

る。私、先さろそこで滑つて転んできたのですが

ね。そういつたところと、一本入る市町村道とか

私の道路、こうなりますとまるで違うのですね。

ですから、国県道は乾いている、屋敷に入る道路

は圧雪、この場合はどうなるのかという問題があ

る。

したがつて、除雪ということになるとこれは建

設省の方になりますけれども、除雪はこれからは

徹底してやつてもらわなければならぬ、路面が

出るまで、国県道、市町村道、私道に至るまで。

昭和三十二年からいわゆる雪寒五カ年計画をわざ

わざつくつて、そしておくれているものに対する

整備をやってきて、現在第九次、こういうことで

ございまして、その柱は除雪、防雪、凍害等とい

うことです。

この凍雪害の中に、流雪溝というのがございま

して、除雪をするよりも防雪ということで、流雪

溝ということで大きな水路をつくつてそこへ雪を

入れることによって、みんな住民と一体となつて

くるお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので、予定して事前にお話をし

た項目を飛ばさせていただきますから、ひとつよ

り詳しくお願ひします。

積雪地帯の除雪 IonicModuleになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

申し上げた国県道のようなところは、きれいに、

グレーダーを使つたりしてぴかぴかになつてい

る。私、先さろそこで滑つて転んできたのですが

ね。そういつたところと、一本入る市町村道とか

私の道路、こうなりますとまるで違うのですね。

ですから、国県道は乾いている、屋敷に入る道路

は圧雪、この場合はどうなるのかという問題があ

る。

したがつて、除雪 IonicModuleになるとこれは建

設省の方になりますけれども、除雪はこれからは

徹底してやつてもらわなければならぬ、路面が

出るまで、国県道、市町村道、私道に至るまで。

昭和三十二年からいわゆる雪寒五カ年計画をわざ

わざつくつて、そしておくれているものに対する

整備をやってきて、現在第九次、こういうことで

ございまして、その柱は除雪、防雪、凍害等とい

うことです。

この凍雪害の中に、流雪溝 IonicModuleになるのですが、こ

の条文を見ますと、雪のあるところはスパイクよ

ろしい、路面が出てるところはスパイクだめと

いうことになりますね。極端に言いますと、山間

部はカーブでもって山の中をこう行くのですよ。

春が交々にやつてくる。まさか一々タイヤを取り

かえるわけにいかないでしよう。それからさつき

すが、非常に大切な分野のお仕事でございます。住民福祉に直結することを基本に据えながら御検討なされることをお祈りいたします。

○長田委員長 次に、辻第一君。

○辻(第)委員 まず最初に建設大臣にお伺いをいたします。

今日、自動車の免許保有者は六千万人、自動車は五千七百万台という膨大な車社会になつております。こうした状況の中で、最近また交通事故がどんどんふえる。昨年は一万一千二百二十七人、昭和五十年以来最悪といふ事態でござります。第二次交通戦争と言われ、一昨年には政府の非常事態宣言も出されておるわけでございます。道路における交通事故、路上駐車、渋滞、騒音、振動、大気汚染など、道路が抱える問題は極めて大きなものになつております。殊に、交通安全対策、極めて緊密の問題だと思うわけでございます。

そこで、国民の声に耳を傾け、国民の要望にこたえる民主的な道路行政が求められているのではないか、このように思うのですが、建設大臣の御所見を伺います。

○大塚国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、交通事故死者がこれほどまでにふえてまいりました。心を痛めておるわけでございます。建設省といたしましても、国民の皆様の御要請にこたえて、安全で快適な道路交通環境を充実、整備するということが極めて大事な問題であると認識をいたしております。

特に、第十次道路整備五カ年計画における五つの主要施策のうちの一つの施策といたしまして、道路交通安全の確保に取り組むことにいたしております。このため、道路の新設や改築に当たっては、バイパスや環状道路の整備、安全性の高い自動車専用道路の整備や市街地等における歩道分離をした道路の整備に努めてまいりました。さらに、既存の道路については平成三年度を初年度とする第五次特定交通安全施設整備事業五カ年計画を策定いたしまして、歩道や自転車

道の設置あるいは交差点の改良、道路照明や道路標識の設置など、交通安全施設等の整備を積極的に推進してまいる所存でございます。

なお、これらの事業の実施に際しましては、引き続き高齢者等の利用にも配慮をいたしますとともに、交通安全事故の発生と道路交通環境との関係を十分分析、検討いたしまして、適切かつ効果的な交通安全対策の実施にも努力をしてまいる所存でございます。

また、近年の高速自動車国道における交通事故の急増にかんがみまして、高速自動車国道においても、交通安全施設の整備について新たに平成三年度を初年度とする交通安全対策に関する五カ年間の事業計画を策定いたしまして、交通安全対策を強力に推進してまいる所存でございます。

○辻(第)委員 次に、道路局長にお尋ねをいたし

ます。

昨年の十二月三日のある新聞での対談でございまが、その中で局長は、日本の道路問題の背景には日本の車社会の成立過程の特殊性があるといふ御指摘、また、現実には今やと人に道路を戻すための努力の道を歩み始めたところだ、このようないふことによつて幸せを得ようし、また幸せになる権利を確保しながら、その中で車社会が成長し、その結果現在の道路事情のいろいろな問題が派生した、こういう認識をいたしておられます。そして、このたった三十五年の中でも、昭和二十年に舗装の延長が一万キロしかなかつた我が国が、現在五〇%半ばに近い一応の状況に来た。その中にはやはりかなりいろいろな意味の無理、しかしその無理をせざるを得なかつた道路整備の現状が、歴史的な意味であったと思ひます。

そこで現在、私どもはそういう過程の中で、残念ながら道路から、お祭りをしたくともみこしが抜けない道も生まれ、あるいは縁日も消え、そして大道芸人も存在しない。歩道で、あるいは道路で楽しいお話ができるない。高齢化社会になりますと、高齢者の人たちがます何が大事かといえば、道に出て人とお話をすると、これがます高齢化社会の第一歩だと思います。そういうような時代にもう一度戻さなければいけない。そのためには、おくれてきて何にもなかつた時代から現在やつと落ちついてきたけれども、これから道路整備は、生活というものが経済でもなければ狭い意味の生活でもない、そのすべてを含んで、道路が本来幸せをつくる、あるいは幸せになるための生きた社会資本だという認識のもとにどうしていったらいいか、こういう視点からの見解を述べたものでございまして、交通安全対策という言葉があること

の国道一号ができたのが昭和三十六年でございます。明治二十二年から昭和三十六年に至つて初めて一号線、一番早くできた国道の一號が昭和三十四年、言つてみれば昭和三十年代から我が国の大車、道路の幕あけがます始まりました。その間、二十年前に一千万台、昭和三十年代には三百九十万台、こういう中で、今は五千七百万台の車社会、そして車の免許保有者も、昭和三十年は多分三百七十万人ぐらいだつたと思います。それが今は六千四百万人。

なぜこのように変わつたかと考えれば、人は自由に動くことによつて幸せを得ようし、また幸せになる権利を確保しながら、その中で車社会が成長し、その結果現在の道路事情のいろいろな問題が派生した、こういう認識をいたしておられます。そして、このたった三十五年の中でも、昭和二十年に舗装の延長が一万キロしかなかつた我が国が、現在五〇%半ばに近い一応の状況に来た。その中にはやはりかなりいろいろな意味の無理、しかしその無理をせざるを得なかつた道路整備の現状が、歴史的な意味であったと思ひます。

そこで現在、私どもはそういう過程の中で、残念ながら道路から、お祭りをしたくともみこしが抜けない道も生まれ、あるいは縁日も消え、そして大道芸人も存在しない。歩道で、あるいは道路で楽しいお話ができるない。高齢化社会になりますと、高齢者の人たちがます何が大事かといえば、道に出て人とお話をすると、これがます高齢化社会の第一歩だと思います。そういうような時代にもう一度戻さなければいけない。そのためには、おくれてきて何にもなかつた時代から現在やつと落ちついてきたけれども、これから道路整備は、生活というものが経済でもなければ狭い意味の生活でもない、そのすべてを含んで、道路が本来幸せをつくる、あるいは幸せになるための生きた社会資本だという認識のもとにどうしていったらいいか、こういう視点からの見解を述べたものでございまして、交通安全対策という言葉があること

の国道一号ができたのが昭和三十六年でございます。明治二十二年から昭和三十六年に至つて初めて一号線、一番早くできた国道の一號が昭和三十四年、言つてみれば昭和三十年代から我が国の大車、道路の幕あけがます始まりました。その間、二十年前に一千万台、昭和三十年代には三百九十万台、こういう中で、今は五千七百万台の車社会、そして車の免許保有者も、昭和三十年は多分三百七十万人ぐらいだつたと思います。それが今は六千四百万人。

なぜこのように変わつたかと考えれば、人は自由に動くことによつて幸せを得ようし、また幸せになる権利を確保しながら、その中で車社会が成長し、その結果現在の道路事情のいろいろな問題が派生した、こういう認識をいたしておられます。そして、このたった三十五年の中でも、昭和二十年に舗装の延長が一万キロしかなかつた我が国が、現在五〇%半ばに近い一応の状況に来た。その中にはやはりかなりいろいろな意味の無理、しかしその無理をせざるを得なかつた道路整備の現状が、歴史的な意味であったと思ひます。

そこで現在、私どもはそういう過程の中で、残念ながら道路から、お祭りをしたくともみこしが抜けない道も生まれ、あるいは縁日も消え、そして大道芸人も存在しない。歩道で、あるいは道路で楽しいお話ができるない。高齢化社会になりますと、高齢者の人たちがます何が大事かといえば、道に出て人とお話をすると、これがます高齢化社会の第一歩だと思います。そういうような時代にもう一度戻さなければいけない。そのためには、おくれてきて何にもなかつた時代から現在やつと落ちついてきたけれども、これから道路整備は、生活というものが経済でもなければ狭い意味の生活でもない、そのすべてを含んで、道路が本来幸せをつくる、あるいは幸せになるための生きた社会資本だという認識のもとにどうしていったらいいか、こういう視点からの見解を述べたものでございまして、交通安全対策という言葉があること

の国道一号ができたのが昭和三十六年でございます。明治二十二年から昭和三十六年に至つて初めて一号線、一番早くできた国道の一號が昭和三十四年、言つてみれば昭和三十年代から我が国の大車、道路の幕あけがます始まりました。その間、二十年前に一千万台、昭和三十年代には三百九十万台、こういう中で、今は五千七百万台の車社会、そして車の免許保有者も、昭和三十年は多分三百七十万人ぐらいだつたと思います。それが今は六千四百万人。

なぜこのように変わつたかと考えれば、人は自由に動くことによつて幸せを得ようし、また幸せになる権利を確保しながら、その中で車社会が成長し、その結果現在の道路事情のいろいろな問題が派生した、こういう認識をいたしておられます。そして、このたった三十五年の中でも、昭和二十年に舗装の延長が一万キロしかなかつた我が国が、現在五〇%半ばに近い一応の状況に来た。その中にはやはりかなりいろいろな意味の無理、しかしその無理をせざるを得なかつた道路整備の現状が、歴史的な意味であったと思ひます。

そこで現在、私どもはそういう過程の中で、残念ながら道路から、お祭りをしたくともみこしが抜けない道も生まれ、あるいは縁日も消え、そして大道芸人も存在しない。歩道で、あるいは道路で楽しいお話ができるない。高齢化社会になりますと、高齢者の人たちがます何が大事かといえば、道に出て人とお話をすると、これがます高齢化社会の第一歩だと思います。そういうような時代にもう一度戻さなければいけない。そのためには、おくれてきて何にもなかつた時代から現在やつと落ちついてきたけれども、これから道路整備は、生活というものが経済でもなければ狭い意味の生活でもない、そのすべてを含んで、道路が本来幸せをつくる、あるいは幸せになるための生きた社会資本だという認識のもとにどうしていったらいいか、こういう視点からの見解を述べたものでございまして、交通安全対策という言葉があること

道路を本当にもつと大切にしていただきたい、本当に人に道路に戻していただきたいというふうに考えるわけあります。時間はありませんのでもうお尋ねはいたしませんけれども、生活道路について十分な御対応をいただきたいということでお尋ねをいたします。

そういう観点から、横断歩道橋の改善の問題でお尋ねをいたします。

車の洪水という状況の中で、横断歩道があつても、お年寄りや障害のある方、こういう方は歩道橋を上がつたりおりたりするのはなかなか大変なことあります。そういう状況で、東京墨田区の京葉道路J.R錦糸町駅前に、一九七六年の春、全国に先駆けてエスカレーターつき横断歩道橋が設置をされて、以来、無理な横断による死亡事故は皆無というふうに言われております。しかし、維持管理費用が年間五百万円ということで、その後、国が管理するこの種の歩道橋は全国に一つもないと言われておるわけでございます。そして、道路局長の私の諮問機関ですか、道路交通環境整備懇談会、昨年五月の提言の中に、量よりも質へというような中で右折レーンの増設とかあるいはエスカレーターつきの歩道橋の増設なども提言をされたと聞いています。私はこれから高齢化社会を迎えてぜひエスカレーターつき歩道橋を設置していただきたいと思うのですが、いかがですか。できるだけ簡単に答えていただきたいたいと思います。

○藤井(治)政府委員 お答えいたします。

私ども今、第五次の交通安全五年計画におき

ましても、高齢者の利用に配慮していろいろな工夫をいたしたい、こういう考え方でございます。し

たがつて、従来から横断歩行者等の安全の確保

に、昭和四十年代から横断歩道橋の整備を進めてまいりましたけれども、実例を申し上げますと、奈良市の県庁の東交差点のところに登大路地下歩道というのがあるそうでございますが、これはスロープつきの横断地下道でございますが、あるいはスロープつきの横断歩道あるいはペデスト

リアンデッキとしては幾つかの事例がござりますし、建物から一たん路上におりないで直接立体横断施設に移れるようになりますとか、あるいは必要に応じて今先生御指摘の昇降装置、これはエスカレーターだけではなくて、実はエレベーターも四国などではそういう実例がございます。こういつたようなものなどにつきましてもその地域の状況によって全部違うと思いますので、そういうものも踏まえながら検討していく考え方でございます。

○辻(第5委員) もう少しお尋ねしたいのですが、時間がありませんので、次へ行きます。いろいろ御検討いただいているようですが、エスカレーターつきの歩道橋もどうかひとつ積極的に御対応いただきたいと思います。

○道路公団 お越しただいていますね。高速道路の事故が激増しているのが実態ではないかと思

うのですが、そういう状況の中で、高速道路で大型車が中央分離帯を突破する事故を防ぐために、

道路公団は中央分離帯を強化型のものにかえる作

業を進めていただいていると聞いております。こ

の事業の今後の計画を明らかにしていただきたい

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

べき状態であると認識をいたしております。

○山下参考人 お答えいたしました。

○山下参考人 高速自動車国道における交通事故

の発生状況について見ますと、平成二年の交通事故

故死亡者数が三百七十三人、対前年比で見ますと

○・5%増ということでございまして、ほぼ横ばい

いという状況でございまして、依然として憂慮す

万人の大台を突破したまであるというような状態であります。そういう状態を見ますと、それがほとんど空、海、陸の中の陸、特に道路上のものである。陸においても鉄軌道あるいは索道その他いろいろな交通機関がありますけれども、特に道路における交通災害というものが非常に多いといふに思うわけでございまして、そういう観点から、この第五次五カ年計画というものをこれから策定していくという上で、その責任大臣である建設大臣がどういう思想でどういう点に力を置いてこの安全対策のためにどうしたらいいか、道路の規模であるとかあるいは道路の設計であるとか、その道路に附帯する安全施設等いろいろな問題があろうかと思いますが、基本的にどういうお考えの上で五カ年計画の策定をして、より交通安全のための施策に資していかれようとしているのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○大堀国務大臣 ただいま御指摘のとおり、一年連続一万一千人を超える深刻な事態でございます。全国の都道府県の中でワーストテンを調べてみると、その中に、先生は埼玉でありますが、千葉、神奈川、東京、埼玉、首都圏の中心部が十位の中にランクされております。東京の人口等を考えますと、埼玉は七番目でありますけれども、かなり状況は厳しいと思っております。そういうような状況を踏まえましてこれから交通事故対策をいかにしていくか、特に余暇活動の増大や生活時間の二十四時間化、あるいはまた高齢化社会の進展を背景とした自動車乗車中の事故や、夜間、高齢者の事故の増加等の特性に十分対応をしていかなければならぬ、基本的にまずそういう考え方であります。

そしてこのためにまず、平成三年度を初年度とする第五次特定交通安全施設等の整備事業五カ年計画の中では、総額一兆八千五百億円をもって歩行者、自転車対策としての歩道等の整備、あるいは安全かつ円滑な自動車交通の確保の観点から行う交差点改良等の整備を進めるとともに、道路標識や道路照明の設置など交通安全施設等の整備を行います。

○和田(一)委員 大臣御指摘のとおり、私のところも人口は全国で五番目ぐらいで、交通災害もそれに比例するように多い県でございますけれども、特に東京、首都圏への通過県という点で非常に悩んでおるところでございますが、全国的にいつてやはり道路の事故というものの何とか、もう一つこうしている間にでも日々大変な犠牲者が出ているということを考えますと、これは大変急ぐべきことだ、こう考えております。

この五カ年計画の実行の内容をいま少しく御質問させていただきたいと思いますけれども、建設省と警察庁と両方でそういう対策が立てられるわけでござりますけれども、建設省として、道路管理の立場あるいは建設の立場、そういう点から圧倒的にその規模は大きいものだと思いますが、それだけの予算を考えながら具体的にはどういう事業をやられるのか、いろいろな事業があるうかと思いますが、その中で特に力点を置いて進めようとしているのはどういう点であるか、新規事業も含めて、新規事業というものを中心に結構ござりますけれども、どういうものか、具体的な内容を広く国民にわかるように教えていただきたいと思います。

○藤井(治)政府委員 お答えいたします。  
第五次特定交通安全五カ年計画の目標は、先ほど大臣からお話をございましたように、二十四時間化あるいは高齢化、余暇時間の増大等々、そういう中で自動車乗車中の事故、夜間事故あるいは高齢者の事故と、いろいろ起きている現象をどうらえまして、やはり私どもとしては一番に挙げていかなければならぬのが歩道の、自転車及び歩行者のための安全で快適な通行の確保、この点だ

ろうと思つております。これにつきましては、二万五千キロ本計画期間中に歩道についている道路の整備を行うなど高齢者等の利用にも十分配慮をいたすとともに、増加する駐車需要に対応した駐車場の整備の新たな事業に着手するなど、安全かつ円滑、快適な道路交通環境の整備に一層努めてまいりたいと存じます。

○和田(一)委員 お答えいたします。

その次に、やはり駐車の問題、これが多くいろいろな場合に、交通事故あるいは円滑な交通のと

うこうしていいる間にでも日々大変な犠牲者が出

るこうしていいる間にでも日々大変な犠牲者が出

休憩の場があれば避けられると思うので、これもどれぐらいの間隔というかエリアで設置しようと考えておられるのか。これは高速道路等には適当な距離であるようですが、そうでなく一般国道等でどういうふうに考えておられるのか。キロボストと言うのですから、毎キロごとに立てるのかな

○藤井(治)政府委員 お知らせいただければと思ひます。  
○藤井(治)政府委員 お答えいたしました。

来、登坂車線ということで山道になります。これは縱断勾配が五%以上の場合に、トラックなど低速の車は横で走つていただくために設けるものではなくて、あくまでも交通安全対策というものはでございません。この付加車線は、そういう視点からつくるものでございますから、平面の道路であつてもつくるわけです。ただ、どういう状況につくるかというのは、その地域によってここら辺につくらないとどうも危ないなどいうようなものを、その地域でいろいろな関係の方々にお集まりいただきて御相談していただいてつける、こういう形になるうかと思ひます。

それからガバは、休憩所の簡易ノーキングエリアの問題であります。私ども最終的な目標というものを確定しているわけではございませんが、やはりこの簡易パークリングエリアのポイントはおトイレだらうと思います。仮眠、トイレ、あるいは場合によつては電話、やはり基本はトイレであろうと思います。そうなりますと、そういうものの感覚しからいきますと、これも確定しているわけじゃございませんが、おおむね一時間ぐらいたつたらトイレに行きたくなるというのが感じとして出てまいりますので、民間のドライブインというか駐車的な施設もあわせまして、一時間に一回ぐらいいは何か休憩できるものをつくっていくものなのかなというふうな感じを持つております。しかし、これはこれからひとつ詰めていきたいと思いま

金、なかなか貰うべくしてでません。しかし、

現実には残地というのが道路にございまして、既にトイレないしは電話がついている簡易パークイングエリアを数年前から施行しております、今は三十カ所ぐらいございます。ですから、そういうものの経験それから残地——四、五台以下の残地

いうことで、今回、地方公共団体や第三セクターによるか、こういうものを中心に、あるいは民間が中心になって共同してつくる共同駐車場などについても補助制度をつくっている、こういったようなことで、いろいろな工夫を今後駐車場整備に入れていきたいと思っております。

○和田（一）委員 そういった一つ一つが総合的に機能できるよう、例えばキロポストというのの情報を新しく利用者に提供するためのものだと言

を制定するあるいは改正するということを予定しております。

うならば、そういうものと附帯して、簡易なバー  
キングエリアがあと何キロ先にありますよと。例  
えば一時間ごとに小便がしたくなるのを想定して  
つくるとすれば、五十キロなら五十キロというよ  
うな、時速五十キロで走れる道路ならば一時間、  
五十キロ先に行けばある、そのためのキロポストす  
であるというような、有機的に組み合わせて、そ  
ういう整備された道路へ入れば安心して走行でき  
るというふうにぜひ持つていっていただきたいも  
のだと思います。

今、駐車場の話が出ましたけれども、昨日です  
か、違法駐車対策という意味合いからも道交法の  
改正がございまして、自動車の保管場所等含めて

駆車場に対する新基準というものを策定して通達を出しておるのですけれども、これの附置義務がどの状態にあるのか、条例として今どれくらいまで浸透してきたのか、これがわかれればひとつぜひともあわせてお聞きしたいと思います。

は、駐車場法上、駐車需要が発生します発生源としての建物を建てる場合に駐車場の一一定の義務づけを与えることによって、駐車場法に基づきまして

て条例を定めて各地方公共団体が行つておる制度でござります。ただいま御指摘ございましたように、昨年の六月十一日付で標準駐車場条例と――

ものを改正いたしまして、地方公共団体に通達をいたしまして、それに基づきましていろいろ指導をしてまいってきてあるところでござります。現状でございますが、現在附置義務条例が制定

卷之三十一

されておりますのは、全国で百十四都市でござります。そのうち、とりえず昨年六月に新しい条例を出しましてから、今までの条例を改正したりあるいは新しく条例を制定したところが五都市でございます。あと今年度中、三月いっぱいあるわけでございますが、さらに十六都市が新たに条例を

を制定するあるいは改正するということを予定しております。

以外に二十七都市が新たに条例を制定する。それから百十四都市の中で三十八都市が新しい標準条例に改正をするといったような予定を私どもは見込んでおるわけでございまして、昨年六月の通達以来、結局附置義務が厳しくなっているわけでございますが、それが徐々に浸透しておると私どもは評価しております。

現在条例が制定されております中で、私ども特に重点を置いておりますのは、各都道府県の県議会

所在都市、それから人口規模がおおむね二十万人以上の都市ということに重点を置いておりまして、そういった都市でまだ条例未制定の都市が三十九都市ございます。さらに、それ以外の人口

規模の小さい都市でも、それぞれの都市の実情に応じましていろいろ駐車需要が発生しておるわけでございまして、駐車問題は先ほど道路局長も答弁申し上げましたように官民挙げて取り組まなければならぬ問題でございますが、発生源における、建築物の側における駐車場対策もやはり極めて重要な要素でござりますので、一層御努力を

一重事が争うてござりますので、一層御協力をお願いすべく指導を強化してまいりたいと思つております。

だけ大臣にお尋ねしたいのですけれども、最近経済発展に伴って物流も非常に活発になつておりまして。そういう中で、また一つの背景として、各業

界とも非常に人手が足らない、こういうことから輸送の効率化、能率化というか、そういうことをいろいろ言われているようでございまして、輸送業界といいますか、そういうところから、現行の

トラック輸送をもとと大型化して効率的な輸送を考えてほしいという要望が大分強いようなんですね。

そういうことに対して、運輸省や通産省はそれ

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

村岡運輸大臣。

本日は、これにて散会いたします。  
午後一時二十四分散会

その考え方があると思うのですが、道路行政の立場から、そういったことを背景にして今の道路が

そういったものにこたえられるのかどうか、あるいは、これからはそういう方向だからそういう方

向に対応できるような道路行政にぜひしていこうということになるか、大変これはこれから問題でござりますけれども、大臣のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○大塚国務大臣 御指摘のように、トラック輸送の効率化を図るという見地から大型化のお話がござりますし、諸外国に比べますと、我が国の規制をもう少し緩和できないか、こういう御要請も強いかでござりますから、にわかに大型化ができるいわけでござります。

○和田(一)委員 時間になりましたので、これまでございました。従来一定の規格の車両が安全かつ円滑に走れるように道路構造を定めて整備をしてきたわけでござりますから、にわかに大型化ができるというのにはやや難色もないではありませんけれども、そういう時代の要請にこたえることができるように、前向きに関係省庁と協議をして対処をしてまいりたいと思います。

○大塚国務大臣 御指摘のように、トラック輸送の効率化を図るという見地から大型化のお話がござりますし、諸外国に比べますと、我が国の規制をもう少し緩和できないか、こういう御要請も強いかでござりますから、にわかに大型化ができるいわけでござります。

○長田委員長 この際、内閣提出、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。趣旨の説明を求めます。大塚建設大臣。

○長田委員長 速記を起としてください。

〔速記中止〕

○長田委員長 速記をとめてください。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

○村岡国務大臣 どうも大変遅く参りまして申しわけございません。

ただいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御

説明申し上げます。

踏切事故の防止及び交通の円滑化を図るため、政府といたしましては、昭和三十六年に制定され

ました踏切道改良促進法に基づき、踏切道の立体化、構造改良あるいは踏切保安設備の整備を

進めてきたところであります。本法に基づく踏切

道の改良は、五カ年間に改良すべき踏切道を指定して行われるものでありますが、対象とすべき踏

切道の数が膨大に上るため、昭和四十一年度以降、五度にわたって改正され、改良すべき踏切道を指定することができる期間が延長されてまいりました。

このようないき続き、平成二年度以前の五カ年間において、交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画のもとに都道府県公安委員会及び道路管理者が交通安全施設等整備事業を強力に推進する必要があります。

したがいまして、法律案といたしましては、平成二年度以降の五カ年間において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成すること

といたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

ありがとうございました。

○長田委員長 速記をとめてください。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成ください。

さいますようお願い申し上げます。

○長田委員長 以上で両案の趣旨説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

最近における交通事故の発生等の状況にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るために五カ年延長しようとするものであります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成ください。

さいますようお願い申し上げます。

○長田委員長 以上で両案の趣旨説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十九号)

の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和六十一年度」を

「平成三年度」に改める。

附 則

1 この法律は、平成三年四月一日から施行す

る。

(施行期日)

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたものとみなす。

理 由

最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成三年度以降五箇年間において踏切道の改良を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成三年三月四日印刷

平成三年三月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局